市報第15号

横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告 市長専決処分事項指定の件(昭和28年3月2日議決)により、令 和3年7月21日横浜市手数料条例の一部を次のとおり改正したので 、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月10日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月21日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第39号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第16号を次のように改める。

(16) 削除

第2条第66号の2中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同条第66号の4中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同条第67号中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同条第68号中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同条第68号の5中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同条第72号中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同条第74号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改める。

附則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第2条第

市報第 15 号

16号の改正規定は、同年9月1日から施行する。

参考

市長専決処分事項指定の件(抜粋)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

(第1号から第6号まで省略)

(7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、 用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の 改正に関すること。

地方自治法 (抜粋)

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、 その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長にお いて、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。